

## 2024年度以降の資格認定試験に関するお知らせ

2024年度以降の資格認定試験に関して、以下のとおりご案内申し上げます。  
例年からの変更点や出願にあたっての注意点がございますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

### 総合内科専門医試験の実施時期が変わります

2024年度以降、総合内科専門医試験の実施時期を11月に変更いたします。  
総合内科専門医試験は例年9月に実施していましたが、季節的に台風等による気象災害リスクが高まる時期であり、過去にも台風で試験運営に影響が生じたことがあるため、実施時期の見直しを行いました。

具体的な試験日や出願期間については、改めて本会雑誌および本会ホームページを通してお知らせいたします。

なお、内科専門医試験については実施時期に変更はございません。

### 提出物をすべてオンライン化します

対象者：『総合内科専門医試験 受験者』および『内科専門医試験 受験者の一部の方※』

これまで上記の方々には郵送での提出としておりました病歴要約一式について、2024年度以降、オンライン出願フォームへのアップロードによる提出に変更いたします。

(※) 内科専門医試験 受験者の一部の方とは、  
2015年以前の医師免許取得者であり、認定内科医未取得で、プログラム研修に乗らず病歴要約29症例を出願時に提出して受験する方

#### 【アップロード方法】

本会指定のフォーマット（Wordファイル）で病歴要約を作成し、PDFファイルとしてアップロードいただきます。

病歴要約には、発行責任者（当該症例を受け持った基幹施設・連携施設におけるプログラム統括責任者（正・副）または研修委員会委員長）の記名・押印が必要です。

なお、プログラム研修を経て内科専門医試験を受験される方（J-OSLER利用）の出願手続きに変更はございません。

## プログラム研修を経て『内科専門医』を取得された方へ

### 『総合内科専門医試験』に関する注意事項

プログラム研修を経て『内科専門医』を取得された方が『総合内科専門医』取得を目指す場合、研修歴として有効な期間や提出可能な病歴要約は以下のとおりです。

#### ■研修歴について

内科専門医資格取得者が総合内科専門医試験を受験する場合、内科専門医取得後3年以上の内科研修が求められますが、プログラム研修修了認定の時期と内科専門医試験合格の時期により、研修歴の起点が異なりますのでご注意ください。

#### ①試験合格前年度の3月31日までに修了認定した場合

試験合格年度の4月1日から研修歴をカウントする

##### 【例】

2021年3月末までに「修了認定」し、2021年の第1回内科専門医試験に合格した場合、研修歴の起点は「2021年4月1日」となる

#### ②試験合格年度の4月1日以降に修了認定した場合

修了認定日の翌日から研修歴をカウントする

##### 【例】

「修了見込」で2021年の第1回内科専門医試験に出願・合格し、2021年11月30日に「修了認定」した場合、研修歴の起点は「2021年12月1日」となる

②の場合、内科専門医資格の認定期間としては「2021年10月1日～」と試験合格年度の10月1日に遡及しますが、総合内科専門医取得に向けた研修歴としては、プログラム研修の修了後からカウントされます。

#### ■病歴要約について

病歴要約10症例は、総合内科専門医取得に向けた研修歴として有効な期間に受け持った症例から作成してください。

病歴要約の評価は、形成的評価ではなく試験の合否判定に含まれますのでご注意ください。筆記試験結果が合格ラインに達していても、病歴要約の評価結果が「不合格」の場合、試験の最終結果は「不合格」となります。

#### ■発表業績1編について

研修歴として有効な期間に「学会」または「論文」として発表した臨床研究(基礎的な研究は除く)、またはfirst authorで報告した症例報告のいずれか1編の業績を提出してください。